

『J Aの人事管理(改訂第2版)』 正 誤 表

箇所	誤	正
71 頁 9 行目の次に挿入	<追加>	なお、事業所の規模の要件は、2022（令和4）年10月から常時100人超の企業、24（令和6）年10月から常時50人超企業となる。また、22年から短時間労働者の勤務期間の要件（以下②）の「1年以上」が「2か月以上」見込まれることに変更される。
77 頁 12 行目の次に挿入	<追加>	さらに、2015（平成27）年4月1日から、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組みを行っている企業を評価しつつ、継続的な取組みを促進するため、「プラチナくるみん認定」が始まった。
99 頁 25 行目	思想・信条による取消し	試用期間満了による解雇
106 頁 35 行目の次に挿入	<追加>	2021（令和3）年4月からは65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置が努力義務とされた。
137 頁 12 行目	「勤続勤務とは・・・	「 <u>継続</u> 勤務とは・・・
148 頁 40 行目の次に挿入	<追加>	（注）法定内時間外と法定外時間外を区分して計算することになっている就業規則を持つJ Aの場合は、区分計算することになる。
164 頁 21 行目の次に挿入	<追加>	2017（平成29）年10月以降、子が1歳6カ月になっても保育所に入れられない等の理由が続く場合は2歳まで再延長できることとされた。
165 頁 1 行目	<u>育児休業を行う労働者</u> ・・・	<u>3歳に満たない子を養育する労働者</u> ・・・
165 頁 8 行目、14 行目	<u>育児休業を行う労働者</u> ・・・	<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者</u> ・・・
166 頁 26 行目	<u>育児休業の期間</u> （11条）	<u>介護休業の期間</u> （11条）
166 頁 38 行目	介護休業の期間の終了（ <u>9</u> 条）	介護休業の期間の終了（ <u>15</u> 条）
167 頁 4 行目、10 行目、17 行目	⑥ <u>介護休業</u> を・・・ ⑦ <u>介護業</u> を・・・ ⑧ <u>介護休業</u> を・・・	「休業」を削除 → ⑥ 介護を・・・ 「業」を削除 → ⑦ 介護を・・・ 「休業」を削除 → ⑧ 介護を・・・
168 頁 15 行目	ウ) 半日単位で <u>看護</u> 休暇・・・	ウ) 半日単位で <u>介護</u> 休暇・・・
174 頁 25 行目	① 不合理な <u>待遇</u> の禁止・・・	① 不合理な <u>待遇差</u> の禁止・・・
176 頁 3 行目	短時間・有期契約労働法	短時間・有期 <u>雇用</u> 労働法
179 頁(表中) 31 行目	② 精神的な攻撃：脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言 <u>精神的な攻撃</u>	② 精神的な攻撃：脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言による <u>パワハラ</u>